

公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市会計管理者及び久留米市教育委員会教育長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成31年1月31日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成27年度

部局名： 会計室

指摘事項等		措置状況等
意見	<p>新地方公会計制度は、地方公共団体の財政状況をより明確に情報開示するという働きを持つとされる。そのため、この制度の趣旨と内容を理解し、市民へ説明し、また業務に活用することのできる職員の育成を図ることが重要となる。会計室、財政課、人材育成課などの協力により、制度の円滑な導入と適切な運用が進められるよう期待する。</p>	<p>平成28年5月、財政課の主導で新地方公会計制度を含んだ財務会計システム再構築プロジェクトチームが設置されました。プロジェクトチームの会長（財政課長）の統括の下、各種ワーキンググループが設置され、その構成員は財政課、会計室、総合政策課、契約課、情報政策課から、各所属長が推薦する職員となっています。</p> <p>ワーキンググループは予算、執行、計画、契約、システムの5つがあり、会計室は執行ワーキンググループに属しています。</p> <p>公会計については、予算ワーキンググループにて、財政課が主体となって行っています。</p>